



## 退職しました。市県民税はどうなりますか？

年の途中で退職しました。給与から引かれていた市県民税はどうなるのでしょうか？また、今後の市県民税はどうなるのでしょうか？



## 退職に関する市県民税は次のとおりです。

### 1 給与からの天引きができなくなった分について

給与から天引き（特別徴収）されている市県民税は、一年分を6月から翌年5月までの12回に分けて納付していただきますが、年の途中で退職した場合は、天引きできなくなった残額を自分で納付（普通徴収）することになります。たとえば、9月に退職した場合、残りの10月分から翌年5月分は、自分で納付します。ただし、退職時に残りの市県民税を一括徴収した場合は、自分で納付する分はありません。また、年税額は変わりません。

納税通知書（納付書）は、お勤め先から市へ退職の届出が提出されてから、お送りします。

自分で納付する場合、普通徴収の納期の6・8・10・1月の年4回に合わせるため、退職の届出の時期によって残額分は1～3回での納付になります。

### 2 退職金に係る分について

退職時に支払われた退職金に係る市県民税は、給与など他の所得とは分離して、退職金から天引きされます。

### 3 退職した翌年度の市県民税について

退職した翌年度の市県民税は、前年中の所得をもとに、自分で納付することになり、納税通知書は6月上旬に発送予定です。



## 退職時に市県民税は一括納付したのに、どうして納税通知書が送られてきたのですか？

私は令和7年3月に会社を退職し、退職時に市県民税は一括で納めました。  
その後は無収入ですが、6月に納税通知書が自宅に届きました。なぜですか？



## 一括で納めた分とは年度が異なります。

市県民税は前年中（1月から12月）の所得に基づいて課税され、給与所得者の場合、一年間の税額を6月から翌年5月までに分割して給与から天引きされます。

この場合、令和7年3月の退職時に一括で天引きされたのは令和5年中の所得に基づいて課税された令和6年度分の市県民税のうち、退職により天引きできなくなった分の税額になります。退職金から引かれている場合は、退職金に係る市県民税の場合もあります。

また、6月に届いたのは令和6年中の所得に基づいて課税された令和7年度分の市県民税の納税通知書になります。



## 再就職しました。給与からの天引きにできますか？

退職したため、納税通知書を受け取りましたが、再就職しています。  
給与からの天引きにできますか？



## 可能です。新しいお勤め先にお願いしてください。

給与からの天引き（特別徴収）に切り替えることが可能です。お勤め先を通じての手続きになりますので、納付書を持って新しいお勤め先にお願いをしてください。

ただし、65歳以上のかたの年金に係る分、納期限を過ぎた分、昨年度以前分の市県民税は、特別徴収に切り替えることはできませんので、ご注意ください。